

特定感染症等 利益補償特約*のご案内

2023年1月改定

特約の概要

施設が特定感染症等(注)に汚染された場合に、施設の消毒作業が完了するまでの間に生じた休業損失や、各種費用(消毒費用・検査費用等)を補償します。

⚠ 政府や自治体からの自粛要請に基づく営業自粛は対象外となります。

(注)対象となる感染症の種類については裏面をご確認ください。



*ビジネスプロパティ(休業補償条項)をご契約いただく場合にセットできる特約です。

お支払いする場合

次の事故により生じた損失・費用に対して、休業損害保険金および感染症対策費用保険金をお支払いします。

- 保険の対象(注1)が特定感染症等の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがあることにより、消毒命令等の措置(注2)がなされたこと
- 新型コロナウイルス感染症の感染者が、保険証券記載の敷地内に所在する被保険者の占有する物件に滞在または接触したことにより、その物件について必要かつ有益な消毒がなされたこと



(注1)日本国内に所在する以下の財物をいいます。

①保険証券記載の敷地内に所在する被保険者の占有する物件 ②被保険者が一部を占有する左記①のうち、他人が占有する部分

(注2)保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第5章(消毒その他の措置)に規定するものをいいます。

お支払いできない主な場合

- 行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失
- 保険期間の開始日から起算して15日以内に発生した事故によって生じた損失
- 脅迫行為によって生じた損失
- 保険約款で規定するユーティリティ設備で損害が生じたことによって生じた損失

対象となる感染症の種類

- 1 エボラ出血熱
- 2 クリミア・コンゴ出血熱
- 3 痘そう
- 4 南米出血熱
- 5 ペスト
- 6 マールブルグ病
- 7 ラッサ熱
- 8 急性灰白髄炎
- 9 結核
- 10 ジフテリア
- 11 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)
- 12 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。)
- 13 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限ります。)
- 14 コレラ
- 15 細菌性赤痢
- 16 腸管出血性大腸菌感染症
- 17 腸チフス
- 18 パラチフス
- 19 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)

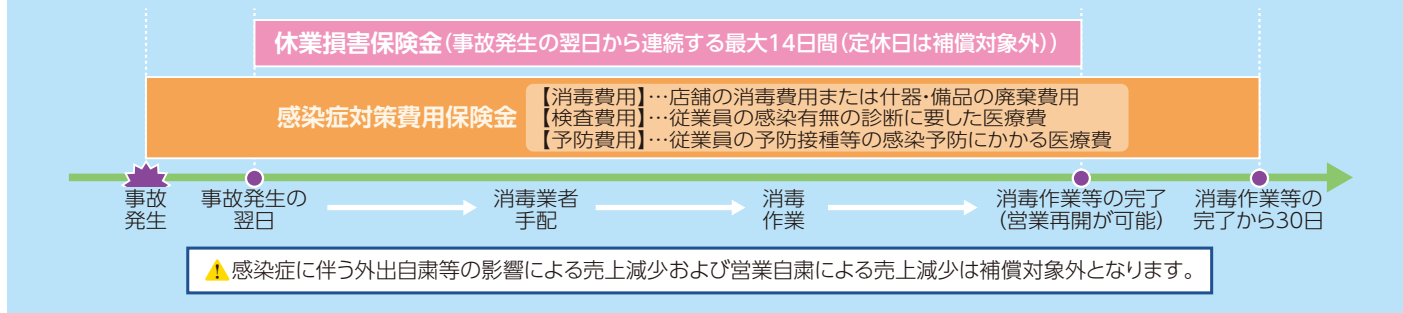
補償金額

お支払いする保険金の額(日額補償方式の場合)

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	支払限度額
休業損害保険金 ^{※1}	[保険金額×休業日数 ^{※2} +収益減少防止費用の額 ^{※3}]の金額	1事故につき 500万円
感染症対策費用保険金 ^{※4}	事故によって発生した「消毒費用」「検査費用」「予防費用」	1事故につき 100万円

- ※1 休業損害保険金の保険金支払対象期間は、「事故の発生日」から「消毒作業等の完了した日」までとなります。ただし、**1事故につき15日間が限度です。**
- ※2 保険金支払対象期間内の休業日数をいいます。なお、**事故の発生日および定休日は休業日数に含まれません。**
- ※3 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超えた額をいいます。
- ※4 感染症対策費用保険金の保険金支払対象期間は、「事故の発生日」から「消毒作業等の完了した日から起算して30日を経過した日」までとなります。

具体的な補償イメージは下図のとおりです。



そもそも「休業補償」とは?

ビジネスプロパティ休業補償条項の具体的な補償については
二次元コードからアクセスして動画をご覧ください。



このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。その他詳細につきましては、ビジネスプロパティパンフレットおよびご契約のしおりをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際のご契約内容は、申込書をご確認ください。特にご注意ください事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

☎ **0120-232-233**

24時間・365日



保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

☎ **0120-156-932**

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)

<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。